

「バイオマス推進基本法」(仮称)の制定を求める意見書

昨年11月、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)が発表した「第4次評価報告書」は、地球の温暖化について、引き続き石油などの化石燃料に依存していけば、今世紀末には平均気温が約4度上がると予測した。これにより、今後、人類の存在基盤が著しく脅かされる恐れがあることから、その対策の緊急性を訴えるとともに、各国政府がより強力な対策を講じるよう警鐘を鳴らしている。

この対策の大きな鍵を握る温室効果ガスの削減について、昨年12月、インドネシアのバリ島で開催されたCOP13(国連気候変動枠組条約第13回締約国会議)では、2009年末の妥結を目指してポスト京都議定書の枠組みに関する交渉を開始することで合意がなされた。今年7月には、この交渉の進展に重要な役割を持つ「北海道洞爺湖サミット」が開催され、とりわけ日本はその議長国として、京都議定書に加わっていない米国、中国、インドなども含め、すべての主要二酸化炭素排出国が参加する新たな枠組みづくりをリードする使命がある。そのためにも、自らが確固とした削減政策と中長期の排出削減目標を示す必要があり、再生可能エネルギーの導入促進と省エネルギー対策によって「低炭素、循環型社会」への移行を図る道標を示すべきである。そして、石油脱却の手がかりとなっているのが代替燃料としてのバイオ燃料である。

よって、国会及び政府においては、「バイオマス・ニッポン総合戦略」を総合的かつ計画的に推進するため、石油産業社会に替わる「バイオマス産業社会」をも展望し、食糧及び家畜飼料と競合させないよう、一般廃棄物によるバイオマスの活用を図る「バイオマス推進基本法」(仮称)を制定するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成20年(2008年)3月28日

札幌市議会

(提出先)衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、環境大臣

(提出者)民主党・市民連合、自由民主党、公明党、日本共産党、
市政改革クラブ及び自民維新の会所属議員全員